

意見検討結果一覧表

（案名： 「(仮称) 個人情報の保護等に関する条例」等の骨子案 ）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	デジタルに関連する全ての法律・条例について気になっている事がある。ハッキングや情報流出に対するセキュリティ対策の記述が常に皆無である事だ。岩手県であれば、どの情報機器であれ「中国製」の場合、情報がマルウェア経由で抜き取られる可能性がある。どんな条例であろうと、情報流出の対策を明記しない限り、「情報の保護等に関する条例」と名がつく条例を策定してはならない、とすら考える。情報流出対策が常に優先されるべきである。	1（久慈市の方）	「(仮称) 個人情報の保護等に関する条例」は、基本的には「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の施行、すなわち同法の実施に必要な事項を定めるための条例であるところ、同法第66条等において、岩手県も含めた行政機関等の保有する個人情報等の安全管理措置について規定しており、本県の保有する個人情報等についても、当然同法の規定に基づき、適切に取り扱われることとなるものです。 また、岩手県においては、県の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため「岩手県情報セキュリティポリシー」を策定し、県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめ、かつ同ポリシーに基づいた情報流出対策等を行っているところです。	C（趣旨同一）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの

F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)
---------	--------------------------

- 3 意見 (類似の意見をまとめたものを含む。) 数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。